○水道事業条例施行規程

昭和55年２月20日
規程第１号

目次

第１章　総則（第１条～第３条）
第２章　給水装置（第４条～第16条）
第３章　給水（第17条・第18条）
第４章　料金等（第19条～第24条の２）
第５章　貯水槽水道（第25条）
第６章　補則（第26条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　水道事業条例（昭和47年条例第１号。以下「条例」という。）の施行については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（条例施行の区域）

第２条　条例施行の区域は、西空知広域水道事業給水区域とする。

（給水装置工事の種類）

第３条　給水装置工事の種類は、次のとおりとする。

(1)　新設工事　新たに配水管等に分水栓を設けて給水装置を設置する工事。

(2)　改造工事　移設、増設、取り替え及び一部撤去により既設給水装置の現状を変更する工事。

(3)　修繕工事　既設給水装置の破損部分（凍結等による解氷等工事を含む。）を修復する工事。

(4)　撤去工事　地下に埋設した給水装置を撤去する工事（配水管等に設けた分水栓の閉止を含む。）。

第２章　給水装置

（給水装置工事の申請及び設計審査）

第４条　給水装置の新設等（条例第４条に同じ。以下同じ。）をしようとするものは、所定の様式により申込み、指定給水装置工事事業者（条例第６条第１項に同じ。以下同じ。）が当該給水装置工事の着手７日前までに設計図書及び審査手数料を添えて、西空知広域水道企業団企業長（以下「企業長」という。）に申請しなければならない。

２　企業長は、前項の申請に基づき速やかに審査し、当該工事に疑義又は設計施工上不適当であると認める以外は、申請書の提出があった日の翌日から起算して西空知広域

水道企業団の休日を定める条例（平成２年西空知広域水道企業団条例第１号）第１条第１項に規定する休日を除いた３日以内に承認しなければならない。

（給水装置工事費の算出）

第５条　条例第７条第３項の規定による工事費の算出方法は、次により行う。

(1)　材料費　企業長が定める材料単価に使用材料の数量を乗じて得た額とする。

(2)　労力費　企業長が定める職種別の賃金に工事の難易性を勘案した一定率を乗じて得た額とする。

(3)　運搬費　材料費と労力費の合計額に100分の５以内を乗じて得た額とする。

(4)　道路復旧費　企業長が定める単位単価表に復旧延長を乗じて得た額とする。

(5)　工事監督費　材料費と労力費の合計額に100分の５以内を乗じて得た額とする。

(6)　間接経費　材料費と労力費及び運搬費を加えた合計額から支給材料費を差引いた額に100分の10以内を乗じて得た額とする。

２　条例第７条第２項の規定による特別の費用とは、鉄道、水路等の横断保護工、機械運搬工、水替工、電蝕防止工及び配水管を切断分岐して接続するための夜間断水作業等に要する特別の費用とする。

（給水装置工事の完成届け出及び工事検査）

第６条　給水装置工事事業者は、第４条により給水装置工事の設計審査の承認を受けた当該工事の竣工後３日以内に完成を届出て、所定の施工図書及び検査手数料を添えて、工事検査を受けなければならない。

２　企業長は、所定の検査項目に従い、当該工事の申込みしたもの若しくは給水装置工事事業者の立会いの下に前項の工事検査を実施し、検査報告書を作成しなければならない。

（申込み、申請及び検査等の省略）

第７条　申込み、申請及び検査等を省略することができる給水装置の工事は、次のとおりとする。

(1)　改造工事のうち、簡易な水栓の増設及びその位置を変更する工事。ただし、竣工後速やかに企業長に届出なければならない。

(2)　修繕工事

(3)　撤去工事のうち、配水管等に設けた分水栓の閉止する工事。ただし、事前に協議をしなければならない。

（工事費の予納免除）

第８条　給水装置の工事を申込むものが、次の各号の一に該当するときは、条例第８条第１項ただし書の規定により、工事費の一部又は全部の予納を免除することができる。

(1)　新十津川町又は雨竜町若しくは浦臼町の発注する給水装置の工事を行うとき。

(2)　国又は道の発注する給水装置の工事を行うとき。
(3)　生活困窮者で、公私の扶助を受けているとき。
(4)　その他企業長が特に必要と認めたとき。
2　第１項の免除を受けようとするときは、あらかじめ給水装置工事費予納免除申請書（別記第１号様式）を提出しなければならない。
3　予納の免除を受けた者は、工事費の精算後10日以内にその金額を納入しなければならない。
（未納工事費の徴収）
第９条　条例第11条第３項の処分物件の価格は、企業長が決定する。
（給水装置の分岐）
第10条　他人の給水装置から分岐して給水を請求したときの主管加工費は、分岐するものの負担とする。
（給水装置工事施行箇所の原状回復）
第11条　給水装置工事の施工上、家屋、庭園、工作物、その他に施工した場合において、企業長は必要と認める補修をするほか、これを原形に復旧する責任を負わない。
（企業団費で給水装置を補修する場合）
第12条　企業長が施工した給水装置工事の完成後１年以内に当該給水装置が破損したときは、企業長が補修する。ただし、天災地変又は使用者の故意若しくは過失に基因すると認めたときは、この限りでない。
2　条例第28条第２項ただし書の規定による修繕に要する費用の徴収しない範囲は、次のとおりとする。
(1)　公道内の給水装置修繕のとき。
(2)　埋設管の凍結のとき。
（水道の使用開始及び使用中止等の届出）
第13条　条例第15条及び第20条の規定により水道を使用開始するとき、又は使用を中止するときは、あらかじめ別記第２号様式により届出なければならない。
2　条例第20条第１項第１号によって水道の使用を一時中止するときは、給水申請（開栓閉栓）届（別記第２号の１様式）によって届出なければならない。
（給水装置の保管）
第14条　メーター及び水栓は清潔に保管し、検査、修繕等のため設置場所に容易に出入できるようにしなければならない。
2　メーター及び水栓の設置後工作物その他障害され、その位置が不適当となったものについては、必要の措置をさせることができる。
（メーターの修繕）

第15条　検定期間満了前のメーターの修繕費用の負担は次のとおりとする。
(1)　メーターの故障による修繕費用は無償とする。
(2)　前号について使用者の故意若しくは過失に基因すると認められるときは、使用者又は所有者の負担とする。
（メーターの取替え）
第16条　検定期間満了に伴うメーターの取替費用の負担は無償とする。
第３章　給水
（消火栓の防火以外の使用）
第17条　消火栓を防火演習、その他に使用するときは、その前日までに企業長に届出て係員の立会いを求めなければならない。
（私設消火栓の封かん）
第18条　私設消火栓は、常に企業団において封かんする。
第４章　料金等
（給水の用途区分）
第19条　条例第31条の規定による別表第１の１の用途区分は次のとおりとする。
(1)　家事用　家事用に用いるもののほか次に使用するもの
ア　区の会館、集会所等
イ　公営住宅等の共同浴場
ウ　農事利用組合、その他これに類するもの
エ　その他家事用に類するもの
(2)　業務用　官公署、学校、病医院、クリーニング業その他これに類する業務に用いるもの
(3)　浴場用　浴場業又はこれに類するもの
(4)　臨時用　工事その他の理由により一時的に用いるもの
（居住家屋でない建物及び場所の料金）
第20条　居住家屋でない建物及び場所において給水を受けるものは、１世帯とみなして料金を徴収する。
（メーターの異常及び計量不能の場合の使用量認定）
第21条　条例第33条の規定による使用水量及び用途の認定は、次により行う。
(1)　メーターに異常があったときは、その原因を調査し、その原因ごとに企業長が別に定めるところにより使用水量を認定する。
(2)　臨時の給水でメーターを装置しないときは、口径別、給水時間等を考慮し、１時間単位で使用水量を認定する。
(3)　雪害、凍結及びその他の事情により計量不能のときは、企業長が別に定めると

ころにより使用水量を認定する。

(4)　前各号によって使用水量及び用途の認定ができないときは企業長は、その都度状況に応じて認定する。

（異常水量の認定）

第22条　企業長が異常水量と認めた場合は、別に定めるところにより使用水量を認定する。

（検査員証）

第23条　係員は、条例第44条の規定により、給水装置工事を検査する場合は、企業長の発行する検査員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提出しなければならない。

（公益上その他特別の理由があると認めるとき）

第24条　条例第43条第１項に定める公益上その他特別の理由があると認めるときとは、条例第43条第２項各号に該当するもののほか、西空知広域水道企業団を構成する団体の地域内で発生した火災の消火活動に使用するために給水したときとする。

（料金の減免）

第24条の２　条例第43条第２項に定めた対象者は、次の各号によるものとする。ただし、その減免の対象となる料金の用途別は、家事用に限るものとする。

(1)　生活保護世帯　生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護世帯で、かつ、生活扶助費の支給をうけ水道の使用者として届出されている者

(2)　70歳以上の単身世帯　水道の使用者として届出されている者で、当年度の町民税の非課税世帯の対象となった者のうち、減免の申請の承認を受けた者

(3)　母子家庭　又は父子家庭のうち児童扶養手当の受給者（年齢が65歳未満であること。）で、満20歳未満の者１人以上を扶養し、かつ、水道の使用者として届出されている者のうち、当年度の町民税の非課税世帯及び均等割のみの課税世帯の対象となった者で、減免の申請の承認を受けた者

２　前項第２号及び第３号において既に減免の対象となっている者については、翌年度以降も、なお従前の例による。

３　第１項各号に掲げる対象者が減免の申請をしようとする場合は、水道料金減免申請書（別記第３号様式）により申請しなければならない。

４　前項の申請に対する決定の通知は、水道料金減免決定通知書（別記第４号様式）による。

５　第１項各号の対象者が、当該資格を喪失した場合は、速やかに企業長に届出なければならない。

６　企業長は、第１項各号の対象者が、当該資格を喪失した事実を知った時は直ちに減

免資格を喪失させなければならない。

7　第１項各号の対象者が、月の中途において当該資格を得喪した場合の料金の算定は条例第34条の規定を準用する。

第５章　貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査）

第25条　条例第53条第２項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1)　水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。

(2)　前号の管理に関し、１年以内ごとに１回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第６章　補則

第26条　この規程の施行に関し、必要事項は、企業長が別にこれを定める。

附　則

1　この規程は、昭和55年４月１日から施行する。

2　新竜水道企業団水道事業条例施行規則（昭和47年規則第１号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

3　この規程施行前に、旧規則によりなされている事項は、この規程によったものとみなす。

附　則（昭和59年規程第１号）

この規程の改正は、昭和59年４月１日から施行する。

附　則（昭和63年規程第１号）

この規程は、昭和63年４月１日から施行する。

附　則（平成元年規程第５号）

この規程は、公布の日から施行し、新十津川町区域は平成２年４月１日から適用する。

附　則（平成７年規程第１号）

この規程は、平成７年３月28日から施行する。

附　則（平成８年規程第１号）

この規程は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成10年規程第１号）

この規程は、平成10年４月１日から施行する。

附　則（平成15年規程第１号）

この規程は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成17年規程第１号）

この規程は、平成17年６月１日から施行する。

附　則（平成19年規程第５号）

この規程は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年規程第３号）

この規程は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成28年規程第５号）

（施行期日）

１　この規程は、条例の施行の日（平成28年９月１日）から施行する。

附　則（平成30年規程第７号）

（施行期日）

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

（別記第1号様式）

給水装置工事費予納免除申請書

1　工事名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　工事費概算額（予納額）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円也＿＿＿＿＿＿＿＿

3　免除を受けようとする理由

4　給水装置工事費を納入しようとする日＿＿＿＿＿＿＿＿年　　月　　日限り＿＿＿＿＿＿

上記のとおり予納免除を受けたいので申請します。

年　　月　　日

西空知広域水道企業団

企業長　　様

申請者　住　所

氏　名　　㊞

（別記第1号の1様式）

給水装置工事費予納免除承認書

1　工事名
2　工事費概算額　　円也
3　納入期限　　年　　月　　日

工事概算額は、工事完成後精算しますので金額が変わる場合もあります。

　　月　　日付で申請のあった給水装置工事費の予納免除については上記により承認します。

　　年　　月　　日

様

西空知広域水道企業団企業長　　㊞

（別記第2号様式）

局長	次長	技術長	総務経営グループ	工務浄水グループ

□　譲　渡　□　名義変更　□　撤　去
□　使用者変更　□　　届

給水装置設置場所	□新十津川 □雨　竜　町　字　　番地　　団地　　号 □浦　臼　　（行政区　　区　　町内　　）
種別	□家事用一般　□家事用（軽減）　□業務用　□その他（　　）

区分		氏名	印	事　由	家族人数
装置所有者	新			年　月　日 から	
	旧			年　月　日 から	
使用者	新			年　月　日 から	
	旧			年　月　日 から	
備考	新	連絡先電話（　　）　　―			
	旧	連絡先電話（　　）　　―			

西空知広域水道企業団水道事業条例及び規程を契約の内容とすることに合意し、上記のとおりお届けします。　　（電話受理扱者印　　）

年　月　日

西空知広域水道企業団企業長　様

年　月　日　開・閉		処理不能の理由		
指針	調定番号		電算機処理確認欄	
			給水台帳処理確認欄	

（別記第2号の1様式）

企業長	局長	次長	総務経営グループ	合議

給水申請（　開栓　・　閉栓　）届

給水装置設置場所	□新十津川町 □雨竜町　字　　番地 □浦臼町	第　　町内 区	団地　　号
用途／納入方法	□家事用　□家事用軽減　□業務用　□その他	□自主納付　□口座振替	

区　分	住　所	氏　名	印	勤務先	事　由	家族人員
装置所有者	(TEL　—　)	フリガナ				
使　用　者	(TEL　—　)	フリガナ			年　月　日 から転(入　・　出)	人

（電話受理扱者印　　）

西空知広域水道企業団水道事業条例及び規程を契約の内容とすることに合意し、上記のとおりお届けします。

年　月　日

西空知広域水道企業団企業長　様

月　日処理	指針数　　m^3	(開　・　閉)栓済	処理不能の理由　(　)

台帳番号	業務番号	用途	納入	量水器 口径	量水器 型	量水器 No.	量水器 設置年月	配水系統	下水
	—								

システム入力		月			調定確認			備考		処理	

（別記第3号様式）

水 道 料 金 減 免 申 請 書

西空知広域水道企業団企業長　　様

年　　月　　日

住　　所

（申請者）　氏　　名　　㊞

電話番号

西空知広域水道企業団水道事業条例施行規程により下記のとおり減免を受けたいので申請します。

なお、この申請の決定に際して必要な世帯全員の住民基本台帳情報、世帯員の所得状況及び福祉情報等について、調査することに同意します。また、以後の各年度分に係る調査についても同意します。

記

（該当する箇所へ☑をしてください）

使用者氏名	□申請者と同じ　　□他（氏名）
給水装置設置場所	□申請者住所と同じ　　□他（住所）
減免の種類	□生活保護世帯 □70歳以上の単身世帯 □母子及び父子世帯のうち児童扶養手当の受給者

※異動により、再度の申請をして頂く場合があります。

※今回の申請で決定となった世帯については、次年度以降申請を不要とする予定です。

記入しないでください。 照合欄 　　年度の町道民税は、□課税世帯 □均等割　　である □非課税 □賦課情報なし 　　年　　月　　日　　課　　係　　印 照合欄 □生活保護世帯である。 □保護開始・□保護廃止（　　年　　月　　日） □住民票で70歳以上の単身世帯である。 □母子家庭又は父子家庭のうち児童扶養手当の受給者（年齢が満65歳未満）で、満20歳未満の者1人以上を扶養している。 □上記に該当しない。 　　年　　月　　日　　課　　係　　印	受付年月日 照合 調定番号

（別記第4号様式）

水 道 料 金 減 免 決 定 通 知 書

年　　月　　日

様

西空知広域水道企業団企業長　　印

次のとおり水道料金の減免を決定したので通知します。

記

1　減免する水道料金の額	基本料金	月額	円
	超過料金	1立方メートルにつき	円
2　減　免　対　象　月		年　　月分から対象	

注　次の場合には、すみやかに届け出て下さい。

1　生活保護が廃止になったとき。

2　母子及び父子家庭

(1)　子供が満20歳以上になったとき。

(2)　母親及び父親の年齢が満65歳以上になったとき。

(3)　家族構成に増減があったとき。

3　70歳以上の単身者世帯

(1)　単身世帯でなくなったとき。

4　現住所が変ったとき。

5　水道使用者名が変更になったとき。

6　その他の理由で、減免の必要がなくなったとき。

（理由）

水道料金減免資格喪失通知書

住　所
氏　名　　様

西空知広域水道企業団
企業長

水道料金減免資格が下記のとおり喪失いたしましたので、通知いたします。
なお、　　年　　月分からの水道料金は基本料金　　立方メートルまで　　円、超過料金1立方メートルにつき　　円となります。

記

1　喪失理由

2　喪失年月日

水道料金減免却下通知書

氏　名	
住　所	
却下した理由	

　　年　　月　　日付で水道料金減免申請書の提出がありましたが、上記のとおり却下しましたので通知します。

年　　月　　日

西空知広域水道企業団企業長　　印

様

水 道 料 金 減 免 喪 失 届

年　　月　　日

西空知広域水道企業団企業長　様

住　所
届出人
氏　名　　㊞

下記の理由により、水道料金減免が喪失しましたので、お届けします。

記

生活保護世帯	□　生活保護廃止になった
母子家庭	□　子供が満20歳以上になった。 □　母親の年齢が満65歳以上になった。 □　家族構成に増減があった。
独居老人	□　単身世帯でなくなった。
共通	□　転　出（　　） □　水道使用者名が変更になった。